

令和5年度第3回選挙管理委員会会議録

日 時	令和5年4月15日（土）午前9時から
場 所	日進市役所2階 第4会議室
出 席 者	星野委員長、岩佐委員、福岡委員、小池委員
事 務 局	石川書記長、石川書記、渡辺書記、桑ヶ谷書記
傍聴の可否	可
傍聴の有無	無
議 題	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 選挙人名簿選挙時登録等について</li><li>2. 期日前投票の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任</li><li>3. 期日前投票所の指定</li><li>4. 投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任</li><li>5. 選挙長及び同職務代理者の選任</li><li>6. ポスター掲示場の決定</li><li>7. 選挙期日における投票所の指定</li><li>8. 投票所内氏名等掲示の掲示順序を定めるくじ及び選挙公報の掲載順序を定めるくじの日時及び場所の決定</li><li>9. 日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙の投票及び開票の順序の決定</li><li>10. 選挙会の日時及び場所の決定</li><li>11. 選挙長の事務処理場所の決定</li><li>12. 選挙立会人選任のくじの日時及び場所の決定</li><li>13. その他</li></ol>

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から令和5年度第3回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	あいさつ
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	それでは、議題1選挙人名簿選挙時登録等について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1より説明いたします。</p> <p>令和5年4月23日執行日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙における選挙時登録についての登録要件は、登録基準日が令和5年4月15日、ただし年齢については選挙期日である令和5年4月23日が被登録資格の決定基準日となります。登録日は令和5年4月15日であります。年齢要件は、令和5年4月23日現在で満18年以上の者、生年月日で言いますと平成17年4月24日以前に出生された方となります。</p> <p>住所要件として、令和5年1月15日以前に日進市へ転入の届出がなされ、令和5年4月15日まで引き続き3ヶ月以上日進市の住民基本台帳に登録を有する方です。</p> <p>また、令和4年12月14日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性36,725人、女性37,618人、合計74,343人となります。前回の愛知県議会議員選挙時より合計で9人増加しました。</p> <p>資料2には投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、各投票区別及び男女別の有権者数が示してあります。</p> <p>なお、他の市町村へ転出後4ヶ月を経過することによって選挙人名簿から抹消されることとなりますが、告示日の翌日から選挙期日までの間に4ヶ月が経過する者にあつては、その間毎日選挙管理委員会を開催し議決を行わなければならないこととなりますが、選挙時登録から選挙期日の前日までの間に開催される選挙管理委員会において、当該選挙管理委員会開催時点において未だ4ヶ月を経過するに至っていない者についても「4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消する」旨の議決を得れば毎日の議決は必要ないとされておりますので、この件につきましてもご審議いただきたいと思っております。</p> <p>引き続き、各種直接請求署名数について説明をいたします。ただ今の選挙人名簿登録者総数から、各種の直接請求に必要な署名数及び選挙運動費用制限額が算定されることとなります。初めに日進市条例の制定改廃等に</p>

	<p>必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,487人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1の24,781人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる12,391人となります。また、選挙運動費用支出制限額についてではありますが、公職選挙法第194条の規定により、日進市長選挙については、選挙人名簿登録者総数74,343人を人数割額81円に乗じて得た額と固定額310万円とを合算した額となります。この額に100円未満の端数があるときは、その端数は100円とすることとされていますので、9,121,800円が今回の日進市長選挙における選挙運動費用支出制限額となります。</p> <p>続いて日進市議会議員選挙については、議員定数20人で選挙人名簿登録者総数74,343人を除して得た数を人数割額501円に乗じて得た額と固定額220万円とを合算した額となります。この額に100円未満の端数があるときは、その端数は100円とすることとされていますので、4,062,300円が今回の日進市議会議員選挙における選挙運動費用支出制限額となります。</p> <p>それでは、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願ひします。</p>
委員長	ただ今の説明について何かご意見、ご質問ありますか。
委員	(意見なし)
委員長	<p>それでは議題1の選挙人名簿選挙時登録等については事務局案のとおりとし、告示日の翌日から選挙期日までの間に転出後4ヶ月が経過する者について、4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消することとします。</p> <p>次の議題2から議題12までは一括して審議をいたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題2の期日前投票の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任について、資料3ではありますが、投票管理者は市の管理職員で、その職務代理者については石川書記長及び石川書記とします。</p> <p>また、立会人については資料4の右側にありますが、立会人事務の経験者及び若年層期日前投票立会人の登録制度に申込をいただいた方々の輪番制としております。期間は4月17日から4月22日まで、1日2交替制で午後2時30分に交代します。</p> <p>議題3の期日前投票所の指定については、資料9の①のとおり市役所4階第1会議室とします。</p> <p>議題4の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任については、これも一部重複しますが資料5と6を参照願ひます。投票区は20ヶ所、投票管理者は市の管理職員、その職務代理者は各区の区長または役員とし、また、投票立会人については、資料6の右側にありますが、各区長から推薦をしていただいた方としております。</p>

	<p>議題5の選挙長及び同職務代理者の選任については、資料9の②のとおり、選挙長を星野委員長に、同職務代理者を岩佐委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>続きまして、議題6の日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙のポスター掲示場の決定について、今回の区画数は、日進市長選挙は2区画×3段の全6区画のものとしており、日進市議会議員一般選挙は11区画×3段の全33区画のものとしております。設置場所は142ヶ所です。設置箇所については資料7のとおりです。</p> <p>続きまして、議題7の投票所の指定ですが、資料8のとおり20ヶ所です。</p> <p>続きまして、議題8の投票所内氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ及び選挙公報の掲載順序を定めるくじの日時及び場所の決定について、資料9の③及び④のとおり、氏名掲示等の日時は4月16日午後6時から、選挙公報の日時は同日午後6時15分から、場所は市役所南庁舎2階第5会議室で行いますのでよろしくご参集お願いします。</p> <p>続きまして、議題9の投票及び開票の順序の決定ですが、資料9の⑤のとおり市長選挙を先に行うものとします。</p> <p>続きまして、議題10の選挙会の日時及び場所の決定についてですが、資料9の⑥のとおり日時は4月23日午後9時から、場所はスポーツセンター2階の第2競技場としております。</p> <p>続きまして、議題11と次の議題12については、選挙長に関する事項となります。まずは、議題11の選挙長の事務処理場所の決定についてですが、資料9の⑦のとおり、日進市役所としております。議題12の選挙立会人選任のくじの日時及び場所の決定についてですが、資料9の⑧のとおり、日時は4月20日午後6時から、場所は市役所南庁舎2階第5会議室としております。なお、届出人が10名以下の場合には開催されません。以上です。</p>
委員長	議題2から議題12までについて、ご質問などありますか。
委員	意見なし。
委員長	それでは、議案2から議題12までについて事務局案のとおり決定してよろしいですか。
委員	異議なし
委員長	議題2から議題12までについては、事務局案のとおりとします。 続きまして、議題13その他について事務局より説明をお願いします。
事務局	今後の日程につきましては、すでにお配りいたしました日程表のとおりです。明日16日が日進市長選挙及び日進市議会議員一般選挙の告示日、17日より期日前投票がはじまります。明日の告示日は立候補届出の受付が

	<p>ございますので、委員の皆様にご出席をお願いします。立候補予定者の届出書類の事前審査状況につきましては資料10のとおり、現在、市長選挙については、1名の方が、市議会議員選挙については28名の方が事前審査を済ませております。また、立候補届出の受付会場の配置図については、資料11のとおりです。委員の皆様には、午前8時に行政課にお集まりの上、会場となります4階第3会議室にお入りいただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、資料12ですが、投票所や開票所での秩序を保持するために『投票所及び開票所の秩序保持の方針（案）』を作成いたしました。ご異議等なければこの方針により投票所や開票所の秩序の保持を図ってまいりたいと思います。また、マスクの着用についてですが、開票立会人については、事務局と同様着用していただくこととしたいと思います。</p>
委員長	ただいまの事務局の説明についてご質問などありますか。
委員	(意見なし)
委員長	それでは投票所や開票所での秩序を保持、開票立会人のマスクの着用につきましては、事務局案のとおりとすることとしてよろしいですか。
委員	異議なし
委員長	それでは投票所や開票所での秩序を保持、開票立会人のマスクの着用につきましては、事務局案のとおりといたします。 他に何かありますか。
事務局	今、ご承認いただきました投票所及び開票所の秩序保持の方針に関しまして、CCNet株式会社より統一地方選挙の開票速報のため、4月23日（日）午後9時の開票から結了までの予定で、開票所にカメラを1台設置して生中継を行いたいとの申し出がございました。報道目的であること、近隣事業エリアである豊明市、東郷町の開票所でも同様の開票速報中継を予定していることなどから、これを認めることとしてよろしいかお諮りいたします。
委員長	ただいまの事務局の説明についてご質問などありますか。
委員	(意見なし)
委員長	それではCCNet株式会社よりありました開票所にカメラを設置して生中継を行う旨の申し出については、これを認めることとしてよろしいですか。

委員	異議なし
委員長	CCNet株式会社よりありました開票所にカメラを設置して生中継を行う旨の申し出については、これを認めることといたします。 他に何かありますか。
事務局	名古屋学芸大学の学生さんによる選挙啓発活動として、学生さんがポスターや動画を作成してくれました。ポスターについては、市役所や市内の公共施設に掲示し、動画については、市役所のエレベーターホール横のモニター等で流す予定です。また、前回の参議院議員選挙でも実施した「投票所はあっちプロジェクト」も実施する予定です。
委員	非常にユニークな発想でいいアイデアだと思います。一人でも多くの人の目にとまってくれるといいですね。
事務局	こういった啓発をきっかけに、若者の投票率も上がってくれることを期待します。
事務局	他に何かありますか。
委員長	特にありません。  それでは、第3回選挙管理委員会を終了します。
	午前9時40分閉会